

埼玉県看護功労者知事表彰要綱

(目的)

第1条 この表彰は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）としてその業務に励み、特に功労のあった者を表彰することにより、その功績をたたえるとともに、看護に対する県民の理解を深め、かつ、看護師等の意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 知事は、看護師等として埼玉県内の地域保健医療の向上に尽くすとともに、他の模範となり、推奨するに足りると認められる者のうち、当該年の3月31日において次に掲げる資格をあわせ備えた者を表彰する。

- (1) 県内において、保健師助産師看護師法第2条から第6条の各条中のいずれかに該当する業務（看護師等養成所の専任教員の業務を含む。以下同じ。）に従事していること。
- (2) 看護師等の免許取得後通算して20年以上県内において看護師等の業務に従事していること。
- (3) 年齢が満50歳以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、表彰を行わない。

- (1) 過去において、主として看護業務に関する功労により、叙勲、褒章、厚生大臣表彰又は知事表彰を受けている者
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）
- (3) 国家公務員
- (4) 埼玉県職員
- (5) その他この表彰の目的にそぐわない者

(被表彰者の推薦)

第3条 別紙1の機関又は団体は表彰にふさわしいと思われる者を知事あてに推薦するものとする。

2 推薦は、次の書類を各2部提出して行うものとする。

- (1) 埼玉県看護功労者知事表彰候補者推薦書（様式1）
- (2) 看護功労者功績調書（様式2）
- (3) 看護功労者履歴書（様式3）
- (4) その他参考となる資料

3 看護功労者功績調書及び看護功労者履歴書の作成要領は、別紙2のとおりとする。

(被表彰者の決定)

第4条 知事は、推薦された者のうちから被表彰者を決定する。被表彰者の決定に当たっては、保健医療部内に設置する表彰調整会議の議を経るものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は知事が表彰状を授与して行うものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は原則として毎年1回行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行する。

別紙 1

埼玉県看護功労者知事表彰における、被表彰者（保健師、助産師、看護師及び
准看護師）を推薦する機関又は団体

市町村

保健所

埼玉県医師会

埼玉県看護協会

埼玉県助産師会

日本精神科看護協会埼玉県支部

埼玉県精神科病院協会

埼玉県訪問看護ステーション協会

埼玉県介護老人保健施設協会

埼玉県老人福祉施設協議会

看護功労者功績調書及び看護功労者履歴書作成要領

(看護功労者功績調書)

- 1 「免許取得後の県内勤務年数」欄は、看護師等の免許取得後県内において看護師等の業務に従事した通算の年数（県内における初めての就業時から、当該年の3月31日までの期間とし、途中離職していた期間は除く。）を月単位まで記入すること。
- 2 「功績内容」欄は、候補者の看護師等の業務における功績を箇条書により具体的かつ簡潔に記載すること。
- 3 「推薦理由」欄は、「功績内容」欄に記載した項目等について、その実績・評価等を具体的に記載すること。
- 4 「表彰歴」欄は、表彰年月日、表彰者、表彰事由について年次順に記入すること。ただし、永年勤続表彰は除く。

(看護功労者履歴書)

- 1 「経歴」欄には、期間、年数、事項、勤務先住所、職名、業務内容について年次順に記入すること。
- 2 保有している看護師等の免許の写、その他参考となる資料を添付すること。

様式 1

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼 玉 県 知 事

推薦機関・団体名
代表者

埼玉県看護功労者知事表彰候補者推薦書

下記の者は、多年看護師等として業務に従事しており、その功績は「埼玉県看護功労者知事表彰要綱」第2条に定める被表彰者の基準に該当すると認められますので、関係書類を添えて推薦します。

記

推薦番号	職種名	氏 名	年齢	勤 務 先 名

様式 2

看護功労者功績調書

推薦する機関又は団体		令和 年 月 日現在			
ふりがな 氏名		看護職の種別			
		免許取得後の県内勤務年数	年	月 (か月)	
生年月日	大・昭 年 月 日 生	満年齢			
現住所	〒		自宅 電話		
本籍					
勤務先名称			勤務先 電話		
勤務先住所					
功 績 内 容			推 薦 理 由		
表 彰 歴				その他特記事項	
表彰年月日	表 彰 者	表 彰 事 由			

